

上尾市訓令第3号

本 庁  
出先機関

上尾市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月30日

上尾市長 畠山 稔

上尾市公印規程の一部を改正する訓令

上尾市公印規程（昭和38年上尾市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表序印の表を次のように改める。

序印

公印の名称	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）	個数	使用の区分	管理者
上尾市役所印	役上埼所尾玉印市県	てん書	方 30	1	市役所名をもって発する文書	総務課長
上尾市役所印	埼玉県上尾市役所印	てん書	方 22	1	給与支払報告書、源泉徴収票等	総務課長
上尾市印	埼玉県上尾市之印	てん書	方 12	1	上尾市職員証用及び国民健康保険資格確認書確認用	総務課長

別表職印(1)市長印の表上尾市長の職印（認印）の項使用の区分の欄第1号エを削り、同欄第2号中「エまで」を「ウまで」に改める。

別表職印(3)副市長、部長、会計管理者その他の職の職印の表中上尾市部長

印の項及び上尾市立保育所長印の項を削る。

#### 附 則

この訓令は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。